

特記仕様書

1 業務内容

秋田県北部家畜保健衛生所から排出される一般廃棄物を廃棄物処理場まで収集・運搬し処理する。

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする

3 収集場所

秋田県北部家畜保健衛生所（北秋田市脇神字高村岱92）

4 一般廃棄物

収集運搬を行う一般廃棄物とは、北秋田市が定める収集区分のうち次のものとする。

- ・可燃ごみ
- ・不燃ゴミ
- ・資源ゴミ（缶、ビン、古紙、段ボール等）

5 収集日程

- ・可燃ゴミ 週1回
- ・不燃ゴミ 月1回（可燃ゴミ回収日と同日）
- ・資源ゴミ 月1回（可燃ゴミ回収日と同日）

6 予定排出量

- ・可燃ゴミ 年間約 318kg
- ・不燃ゴミ 年間約 17kg
- ・資源ゴミ 年間約 507kg

ただし実際の排出量と予定数量に相違があった場合でも契約変更は行わない。

7 その他

- ・ 北秋田市もしくは旧鷹巣町で許可されている一般廃棄物収集運搬許可業者であること。
- ・ 毎月業務を完了したときは翌月10日まで業務報告書（様式任意）を提出すること。3月分については令和9年3月31日までに提出すること。
- ・ 委託業務が完了したときは、業務完了届を令和9年3月31日までに提出すること。